

～ 活力あるコミュニティ活動を目指して ～

町内会・自治会等運営の手引き



水戸市住みよいまちづくり推進協議会

地区会名		町内会 名	
		自治会	

はじめに

水戸市住みよいまちづくり推進協議会は、水戸市民憲章に則り、福祉と文化、生活環境の向上を図り、住みよいまちづくりを行政と共に推進することを目標に掲げ、各種の活動を展開しております。

水戸市住みよいまちづくり推進協議会の基本組織としての役割を担っている町内会・自治会は、それぞれの地域社会において人々が、お互いに理解し合い、連帯意識を持って、快適で安全な潤いと思いやりのある地域社会を創るため、それぞれの地域で住民が組織し、運営され、地域住民の親睦・連帯及び地域のさまざまな問題の調整等を行っているところです。

この度、町内会・自治会の運営がますます活発に展開されますよう、その指針となるものをまとめましたので、参考としてご活用願います。

水戸市住みよいまちづくり推進協議会

I 町内会・自治会とは

1 町内会・自治会とは	2
2 町内会・自治会の必要性	2
3 町内会・自治会の活動	3
4 町内会・自治会とコミュニティ	4

II 水住協組織等

1 住みよいまちづくり推進協議会（地区会）とは	6
-------------------------	---

III 各種補助制度等

1 防犯灯の補助制度とは	9
2 集団資源物回収報償金制度とは	10
3 公園の愛護会制度とは	11

IV 行政及び水住協との関わり

1 町内会・自治会長が変更になったときは	13
2 町内会・自治会の加入世帯数・文書等配布世帯数が 変更になったときは	13
3 ごみ集積所の管理は	13
4 ごみ集積所の標準規模は	14
5 道路や公園の清掃を行う場合は	14
6 道路側溝の堆積土砂の処理は	15
7 ごみの不法投棄を発見した場合は	16
8 道路に穴が開いている場合や側溝が壊れている場合は	16
9 街路灯設置や修繕をお願いする時は	17
10 カーブミラー設置や修繕をお願いする時は	17
11 水戸市からの委託事務とは	17
12 「地縁による団体」の法人化とは	18
13 「みと町内会・自治会カード」とは	20

V 町内会・自治会共通の課題

1	会則等の見直しは	2 2
2	町内会・自治会役員の任期は	2 2
3	町内会・自治会と宗教，選挙との関わりは	2 3
4	町内会・自治会と政治団体後援会との関わりは	2 3
5	町内会・自治会広報紙の発行は	2 3
6	行事に参加してもらうには	2 4
7	スポーツレクリエーション等の行事開催に伴う 保険制度は	2 4
8	物品販売の回覧に関する取り扱いは	2 5
9	個人情報の取り扱いは	2 5
10	持続可能な運営をしていくためには	2 6

VI 会長や役員の役割

1	町内会・自治会長や役員になったとき 何をどのように行なえばよいのか	2 8
1	会の見直し	2 8
2	役員の選出	2 8
3	会議の上手な進め方	2 9
4	総会の進め方	3 0
5	役員会の開催	3 1
6	クリーン作戦の実施	3 2
7	夏祭り，各種スポーツ大会の実施	3 2

VII 町内会の結成及び会則マニュアル

1	町内会・自治会を結成するときは	3 7
2	会則を作るには	3 8
3	予算書・決算書を作るには	4 3
4	会費のめやすは	4 5

参考

- 加入促進に関するチラシ

I 町内会・自治会とは

1 町内会・自治会とは

町内会とか自治会ということばはよく聞きますが、町内会・自治会とはどのような団体なのでしょうか？

私たちの生活は、個人や家庭だけでは成り立ちません。地域の人たちがつながりを深め、理解しあい、心のふれあう人間関係をつくることが地域づくりの原点といえるでしょう。

この地域づくりの中核となるのが町内会・自治会であり、地域の人たちや地域内の各種団体と手を携え、快適な住みよい地域社会をつくっていこうと組織化された自主的な団体です。

2 町内会・自治会の必要性

町内会・自治会は、なぜ必要なのでしょうか？

安全で快適な生活環境の中で、こころの豊かな生活を営むことは、全ての人の願いです。

このような願いを実現するには、個人では限界があります。同じ地域に住む人たちが話し合い、協力しあうことによって、叶うことの可能性がこれまで以上に高くなります。

高度経済成長とともに、私たちの生活は物質の豊かさとともに便利になりましたが、一方では次のような問題が生じてきています。

例えば…

- 交通事故や騒音問題
- 青少年の非行防止問題
- 防火、防災、防犯の問題
- ごみの増大、大気・水質汚染などの環境問題
- 道路、公園、体育施設などの施設整備の問題
- 高齢化社会、少子化社会などに伴う福祉問題
- 町内会・自治会への加入率の低下の問題

このようなことなどから、私たちの生活を守るとともに、より良い生活環境をつくるために、そこに住む人々がお互いに力を合わせ一つひとつ解決していく場が町内会・自治会にあります。そのためには、そこで住む人々が町内会・自治会へ積極的に加入して活動することが重要でありますので、その加入促進を図っております。

3 町内会・自治会の活動

町内会・自治会とは、どのようなことを行っているのですか？

快適で安全な住みよいまちをつくるため、地域の特性を活かしたそれぞれの活動と、ほぼ共通の活動のものとして次のようなコミュニティ事業を行っています。

○地域特性事業

- ・親睦会（新年会，忘年会，旅行会等）
- ・夏祭り等の催事
- ・研修会（施設見学，料理教室等の学習会等）
- ・交通安全活動
- ・機関紙の発行（会報紙作成）
- ・慶事や弔事の協力
- ・自主防災組織の設立及び運営等
- ・福祉活動等（寝たきりや一人暮らしの高齢者を，地域ぐるみで支援する福祉活動への取り組みを始めている町内会・自治会もあります。）

○地域共通事業

- ・市民憲章運動の推進
- ・市の広報紙及び各種文書等の配布
- ・各種募金の取りまとめ
- ・市民懇談会への参加協力
- ・環境美化運動や資源回収運動の展開
- ・市民運動会への参加協力
- ・防犯灯の設置や維持管理
- ・社会福祉協議会支部活動への協力
- ・ごみ集積所の設置や維持管理

4 町内会・自治会とコミュニティ

コミュニティということばをよく聞きますが、どのような意味ですか？

コミュニティとは、人々が共同意識を持って共同生活を営む地域社会のことです。自分たちの住んでいる地域の人たちが、あたたかい心と心のふれあいで、お互いに理解しあい、連帯意識をもって快適で安らぎと潤いのある地域社会を創っていかうとしているのが、町内会・自治会です。

快適で住みよいまちづくりは、道路とか建物などを整備することだけでなく、人と人とのふれあいや、助けあいのあることが必要です。私たちは、もともと一人では生きていくことはできません。地域の中で共通した問題は、みんなで力をあわせて解決していかなければ、個人の生活はもとより地域社会も良くなりません。

コミュニティづくりの目標は、まさにここにあるわけで相互扶助や地域連帯の機運をつくりだすことです。したがって、コミュニティづくりは、まず、町内会活動を通して地域の人たちがお互いに話しあい、交流を深めていくことから始まります。

II 水 住 協 組 織 等

1 住みよいまちづくり推進協議会（地区会）とは

水戸市住みよいまちづくり推進協議会ということばをよく聞きますが、どのような団体で、どのような組織になっているのでしょうか？

水戸市住みよいまちづくり推進協議会（水住協）は、各地区を単位として公共的各種団体等で組織された会（地区会）相互の連絡調整や意見の交換を行い、水戸市民憲章運動を推進するための共同事業を計画、実施し、住みよいまちづくりを行政と協力して推進することを目的に、地区会の代表等で構成する団体です。

地区会とは、どのような団体で、どのような活動を行っているのでしょうか

地区会は、小学校区を単位とし、地区内の公共的各種団体等で組織されております。各種団体は、それぞれの目的をもって活動をしておりますが、各地区において各種団体が一体となり、力を合わせ協議をしながら地区全体的な問題課題の解決やふれあい事業などを行い、市民憲章の基に心ふれあう住みよい地域づくりを推進している団体です。

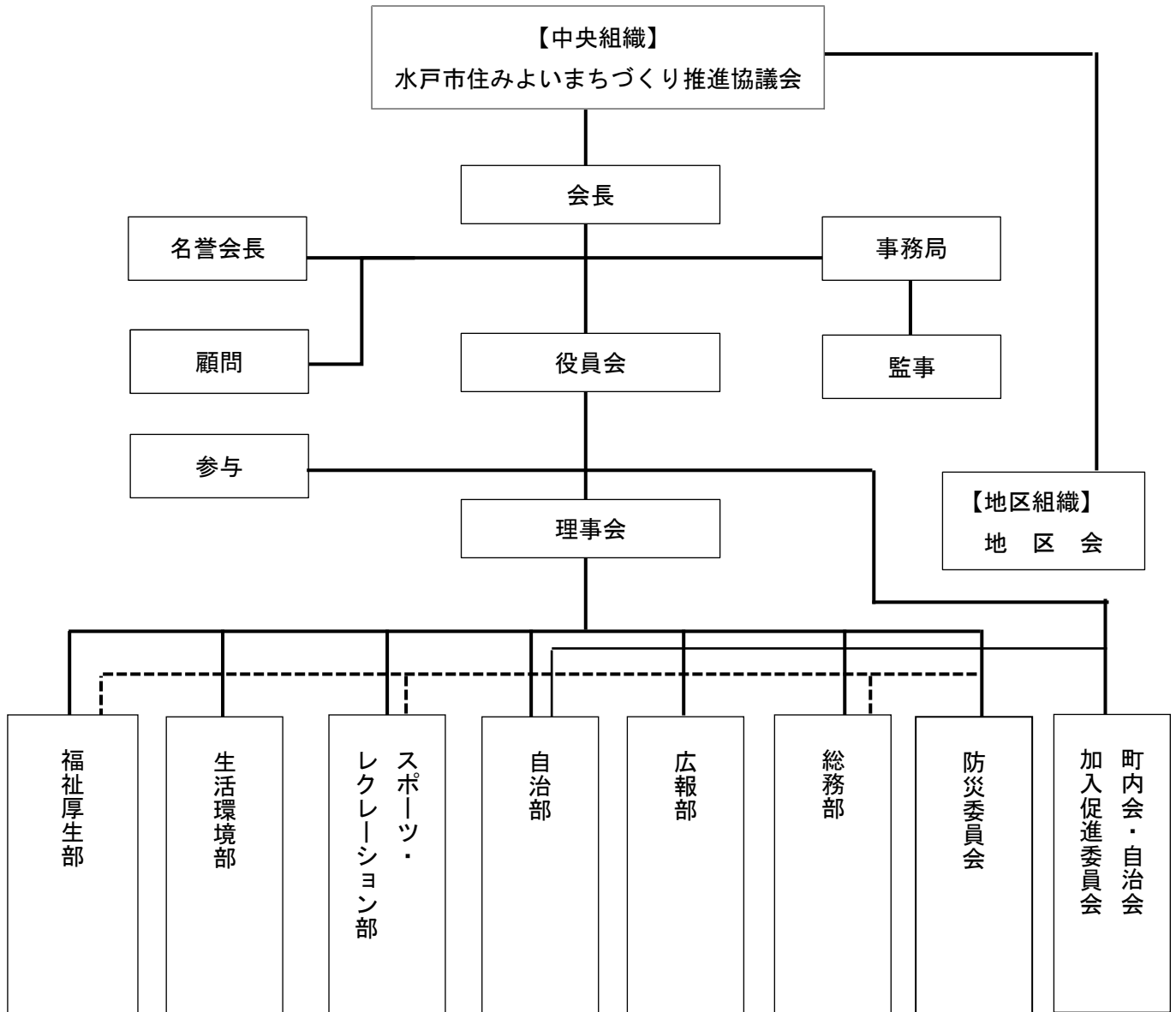
○主な事業

ふれあいまつり，市民運動会，歩く会，各種球技大会，広報紙発行，ごみ減量運動，花壇コンクール，青少年健全育成，交通安全運動，地域福祉活動，生涯学習活動，市民懇談会開催，防災・防犯活動等

○各種団体

町内会・自治会，社会福祉協議会支部，高齢者クラブ，女性会，PTA，子ども会育成会，民生委員，防犯協会等

水戸市住みよいまちづくり推進協議会の組織図



- ・ 青少年健全育成の推進

- ・ 安全なまちづくりの推進
- ・ 水戸市交通安全市民大会の開催

- ・ 花の絵コンクールの開催
- ・ 花壇コンクールの開催
- ・ 花苗の配布（年3回）

- ・ 市民運動場・施設等の調査・提言
- ・ 市民運動会種目内容の検討
- ・ 水戸黄門漫遊マラソンへの協力

- ・ 町内会・自治会運営等研修会の開催
- ・ 町内会・自治会への加入促進

- ・ 広報紙「みんなの水戸」の発行
（年3回発行）
- ・ 広報紙担当者研修会の開催

- ・ 水戸市民のつどいの開催
- ・ 先進都市視察研修会の開催
- ・ 地区会長一日研修会の開催

- ・ 防災研修会の実施
- ・ 地区・防災組織の育成

- ・ 未加入世帯への加入促進
- ・ みと町内会・自治会カードの継続

Ⅲ 各種補助制度等

1 防犯灯の補助制度とは

防犯灯の補助制度とは、どのようになっているのですか。申請は、どのようにすればいいのでしょうか？

犯罪の防止と通行の安全を図ることを目的とする防犯灯の設置又は交換に要した費用及び維持管理に対して補助金の交付を行っております。補助対象は防犯灯の設置等を行い、又は管理している町内会・自治会等になります。

【補助金の内容】

	設置等補助金	管理補助金
補助内容	防犯灯1基あたりの設置等に要した費用の1/2とし、限度額は35,000円です。	自治会等が毎年度4月1日現在維持管理している防犯灯1基あたり、年額として1,500円です。
申請方法	防犯灯設置等補助金交付申請書及び請求書に必要事項をご記入の上、「①施工業者の工事費内訳書と領収書の写し、②設置箇所の位置図、③口座振込みの場合は預金通帳の写し」を添付して提出してください。	防犯灯管理補助金申請書兼請求書に必要事項をご記入の上、「①申請年度の4月1日使用分の含まれている電気料金領収書の写し、②設置箇所の位置図、③口座振込みの場合は預金通帳の写し」を添付して提出してください。
申請期間	工事完了後1年以内。	当該年度内。
申請場所	生活安全課、各出張所及び各市民センター	

※ 申請書等は、生活安全課、各出張所及び各市民センターに設置してあります。
(市ホームページにも掲載してあります。)

※ ご不明な点につきましては、生活安全課(224-1113)へご連絡ください。

【防犯灯のLED化をご検討ください】

LED照明は、従来の蛍光灯と比べ低消費電力・長寿命であることから、維持管理費が軽減されます。設置(交換)の際は、導入をご検討ください。

なお、電気料金区分の変更には、東京電力への申請が必要となります。LED防犯灯の種類・工事方法等の詳細と併せて、お近くの電気工事店へご相談ください。

2 集団資源物回収報償金制度とは

集団資源物の回収は、回収量に応じて報償金が支給されると聞いていますが、どのような内容で行われるのでしょうか？

この制度は、紙・布・缶・瓶・ペットボトル、プラスチック製容器包装などを、資源物として回収し再利用することにより、家庭ごみの減量化を図るもので、住民組織によるコミュニティ活動を通して、地域の連帯感を高め、清潔で美しいまちづくりを目指すものです。原則として年6回以上実施したときに、その回収量に応じて町内会・自治会及び子ども会等の回収協力の登録団体に対して回収量1kgにつき10円（全品目対象）の報償金が支給されます。このような住民組織のコミュニティ活動を通して連帯感を高め、清潔で美しいまちづくりを目指すものです。

※集団資源物回収協力団体に登録するには、届出等の手続きが必要ですので
詳細は、清掃事務所資源回収係（297-5821）に問合せください。

3 公園の愛護会制度とは

公園の愛護会とは、どのような制度ですか。手続きは、どのようにすればいいのでしょうか？

公園愛護会は、水戸市や(一財)水戸市公園協会と公園周辺の地域のみなさまが協力して、公園をきれいに保ち、安心安全で快適に利用できるよう管理することを目的としたボランティア団体です。

現在、市内の200箇所以上の公園で、町内会・自治会等を中心とした地域のみなさまにより公園愛護会が結成されており、地域の公園の実情に合わせて、清掃や草刈り、花壇管理、見回り等の日常的な管理をしています。また、公園愛護会には活動の支援として、公園の面積に応じた報奨費が支給されます。

公園の愛護活動は、自分たちの住むまちの公園を自分たちの手できれいにすることで、地域やその公園に愛着をもつ機会になるとともに、よりよい地域コミュニティの形成につながります。

【申請等の方法】

結成時の手続き	「公園愛護会認定申請書」を提出
活動時の手続き	結成時 「公園愛護会活動計画書」「口座振込依頼書」を提出 年度末 「公園愛護会活動報告書」を提出
報奨費	「公園愛護会活動報告書」の内容を確認し、適当と認められた場合、活動面積に応じた報奨費を年1回支給します。
清掃用具支援品の配付	調査結果をもとに年1回配付します。
受付場所	一般財団法人 水戸市公園協会 (所在地 水戸市千波町 508-59)

※ 申請書等は、(一財)水戸市公園協会にございます。

※ 問合せについては、水戸市公園緑地課(232-9214)または、(一財)水戸市公園協会(244-2895)へご連絡ください。

IV 行政及び水住協との関わり

1 町内会・自治会長が変更になったときは

町内会・自治会長が総会等により、変更になりました。どのような手続きをしたらよいのでしょうか？

各地区の市民センターに町内会・自治会長変更届（様式1号）の用紙がありますので、記入のうえ市民センターに提出してください。地区会を経て、水戸市住みよいまちづくり推進協議会事務局（228-6781）に届けられます。

2 町内会・自治会の加入世帯数・文書等配布世帯数が変更になったときは

町内会・自治会の加入世帯数が、転出・転入等により変更となりました。市報等の配布数を変更したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？

各地区の市民センターに町内会等世帯数（班数）変更届（様式2号）の用紙がありますので、記入のうえ市民センターに提出してください。地区会を経て、水戸市住みよいまちづくり推進協議会事務局に届けられます。

3 ごみ集積所の管理は

ごみの集積所の管理は、どこが行うのですか。また、集積所の新設や移動、廃止は、どのような手続きをすればよいのでしょうか？

集積所の管理は、その集積所を利用する住民の手で常に清潔保持に努めるものであり、現にごみ収集後の清掃当番を利用する住民の持ち回りで実施している所が多く見られます。

また、ごみの集積所の新設や移動、廃止する場合は、町内会長・自治会長等その集積所を管理する責任者が、「家庭ごみの集積所（新設・変更・廃止）申請書」により、市に申請することとなっています。

詳細については、清掃事務所収集係（297-5821）に問合せください。

4 ごみ集積所の標準規模は

新興住宅の建設などに伴い、ごみ集積所のごみが山積みとなり、美観上、衛生環境保持の面から苦慮しています。集積所の分離は可能でしょうか？

ごみ集積所一カ所当たりの利用世帯数は、おおむね10世帯から30世帯までとなっております。これらを参考に、町内会長・自治会長等を主として利用する住民で話しあい、申請条件を満たせば、会長等が市に申請をすることによって分離は可能となります。なお、申請後も、現場での立会い等が必要となります。

詳細については、清掃事務所 収集係です。(297-5821)

5 道路や公園の清掃を行う場合は

町内会活動の一環として、町内の道路や公園などの一斉清掃を予定していますが、集めたごみの処理はどのようにすればよいのでしょうか？

(1) 道路

道路などの公共の場を清掃する場合には、ボランティア清掃専用ごみ収集袋・ごみ処理シールを交付しています。ボランティア清掃専用袋・シールは、ごみ減量課(232-9114)又は各出張所、各市民センターで必要な枚数を交付しています。

ボランティア清掃専用ごみ収集袋は、燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ(乾電池)、有害ごみ(蛍光管・水銀体温計)、有害ごみ(スプレー缶・カセットボンベ・ガスライター)に分けて集めてください。また、ボランティア清掃専用ごみ収集袋に入らない大きさのもので、1m×50cm×50cm以内のもの(市で収集できるものに限る。)については、ボランティア清掃専用ごみ処理シールを貼ってください。なお、ごみを集める際には、タイヤ、バッテリー、コンクリートなど市で処理できないごみは、収集できませんので一斉清掃の際はご注意ください。

集めたごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみそれぞれの収集日に

集積所に出してください。ごみの量が多い場合には、事前に清掃事務所収集係（297-5821）と相談し、実施日・実施場所・臨時ごみ集積所等を決めて、ごみの収集を依頼してください。

（2）公園

水戸市で管理している公園を清掃する場合には、水戸市公園協会（244-2895）でゴミ袋を配布していますので連絡してください。

集めたごみは、燃えるごみ、燃えないごみに分別して、なるべくゴミ袋に入れていただき、園内の邪魔にならない場所に集積したうえで、水戸市公園協会に連絡をいただければ、後日収集に伺います。ゴミ袋に入れることが難しい場合は、集積だけでも結構です。公園のごみは、町内会等の家庭用のごみ集積所では収集できませんのでご注意ください。

なお、水戸市公園協会では、公園周辺の地域のみなさまと協力して、公園をきれいに保ち、安全安心で快適に利用できるように管理することを目的としたボランティア団体「公園愛護会」の結成を随時募集しています。活動面積に応じた報奨金の交付や、維持管理に必要な物品の支給を受けることができます。詳しくは11ページの「公園の愛護会制度とは」をご覧ください。

6 道路側溝の堆積土砂の処理は

町内会において、道路側溝を定期的に清掃したいと計画していますが、堆積土砂の処理はどのようにすればよいのでしょうか？

歩行者や車両の通行の妨げにならない場所に、回収しやすいよう袋詰めにして、下記へご連絡ください。

- ・ 国道6・50・51号は常陸河川国道事務所 （243-5138）
- ・ 上記以外の国道，県道については，水戸土木事務所 道路管理課
(225-4061)
- ・ 市道については，道路管理課へ
(232-9195)
または，土木補修事務所へ
(241-2221)

7 ごみの不法投棄を発見した場合は

山林や空き地で、不法投棄されたと思われる廃棄物を発見しました。
どこへ連絡したらよいのでしょうか？

○不法投棄廃棄物を発見した場合

市の廃棄物対策課不法投棄対策室（350-8035）又は水戸警察署生活安全課（233-0110）にご連絡ください。

○不法投棄者を目撃した場合

警察への110番通報又は水戸警察署生活安全課にご連絡ください。

また、不法投棄者が使用する自動車のナンバー等は重要な証拠になります。
ナンバー等が確認できた場合は、併せてご報告ください。

なお、不法投棄者との接触は、トラブルになる危険性があるため避けていただき、自身の安全を優先してください。

○不法投棄防止パトロール

市では、職員によるパトロールのほか、各地区から推薦された方に不法投棄防止協力員を委嘱し、日々の生活の中で地区内のパトロールをしていただいています。

8 道路に穴が開いている場合や側溝が壊れている場合は

道路に穴があいていたり、道路側溝の蓋等が壊れているため交通に支障があります。どこに連絡すればよいのでしょうか？

下記へご連絡ください。

- ・国道6・50・51号は常陸河川国道事務所へ（243-5138）
- ・上記以外の国道，県道については，水戸土木事務所 道路管理課へ
（225-4061）
- ・市道については，道路管理課へ（232-9195）
または，土木補修事務所へ（241-2221）

9 街路灯設置や修繕をお願いする時は

地域の幹線道路に街路灯を設置してほしいのですが。また、街路灯の電球切れ等の修繕が必要な時は、どこへ連絡したらよいのでしょうか？

- ・ 国道 6, 50, 51 号は常陸河川国道事務所へ (243-5138)
- ・ 上記以外の国道, 県道については, 水戸土木事務所道路管理課へ
(225-4061)
- ・ 市道については…
 - 街路灯の設置は, 土木補修事務所へ (241-2221)
 - 修繕は, 道路管理課へ (232-9195)

10 カーブミラー設置や修繕をお願いする時は

道路の見通しが悪く危険なのでカーブミラーを設置してほしいのですが。また、カーブミラーが壊れた時は、どこへ連絡したらよいのでしょうか？

市の土木補修事務所(241-2221)にご相談, ご連絡ください。
または, 道路管理課(232-9195)へ

11 水戸市からの委託事務とは

水戸市からの委託事務があると聞いていますが, どのような内容で, どのような事務をすればよいのでしょうか？

水戸市と水戸市住みよいまちづくり推進協議会は, 行政事務の円滑化を図るため, 「広報みと」及び文書等の配布, 回覧などについて, 委託契約を結んでおります。

これに基づき, 町内会長等が定期的に「広報みと」を配布するとともに, お知らせなど, その他の文書についても配布することとしております。更に, 町内会・自治会への加入を目標とし, 町内会未加入世帯へも配布するなど, 加入促進に努力しております。また, 「広報みと」はリニューアルを予定しており, 令和6年9月までは毎月2回(1日号, 15日号)発行, 令和6年10月からは毎月1回(1日号)発行になります。

その他の事務につきましては、そのつど文書でご連絡いたします。

委託料は次の流れ及び算定基準により支払われます。

水戸市 ⇒ 水戸市住みよいまちづくり推進協議会 ⇒ 地区会 ⇒ 町内会・自治会

・ 1世帯あたり550円に配布世帯数を乗じた額×1/2（令和6年4月～9月分）

・ 1世帯あたり385円に配布世帯数を乗じた額×1/2（令和6年10月～令和7年3月分）

・ 1年間の事務費として、町内会・自治会当たり一律1,000円。

※ 委託料は、“地区会”を経て“町内会・自治会”に支払われるものであり、受領後は、必ず町内会・自治会の会計に組み入れること（収入、支出予算書及び決算書に計上）が必要です。→P43, 44 参照

※ 町内会・自治会の会計に組み入れた上での委託料の配分、支出等については、町内会・自治会の実情に合わせて決定してください。

12 「地縁による団体」の法人化とは

町内会・自治会が保有する集会場などの不動産を、町内会・自治会の名義で不動産登記ができると聞きましたが、内容を教えてください。

地方自治法の一部が改正され、一定の要件を備えた町内会・自治会等は、市長の認可を受けることにより法人格を有し、団体名義による不動産登記ができます。

1 法人格を取得できる団体の要件

地縁による団体が法人格を得るためには、①～④の要件を満たす必要があります。

・ ①目的

地縁による団体が、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など）を行

うことを活動の目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

・ ②区域

地縁による団体の区域が、住民によって客観的に明らかなものとして定められていること。

・ ③構成員

地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

・ ④規約

以下の8つの事項を規約に定めていること。

1 目的、2 名称、3 区域、4 主たる事務所の所在地、5 構成員の資格に関する事項、6 代表者に関する事項、7 会議に関する事項、8 資産に関する事項

2 「地縁による団体」認可申請書類

①認可申請書（水戸市長宛）

②規約

③認可申請に関する総会での議決を証する書類

④構成員の名簿

⑤地域的共同活動を現に行っていることを記載した書類

⑥申請者が代表者であることを証する書類

⑦認可を申請することについて、総会で申請者を代表者に選出したことを証する書類

⑧区域（地縁による団体の範囲）

3 認可後の手続き

①告示事項に変更があった場合（会長の変更、事務所の変更等）、市への届け出が必要となります。

②規約の内容を変更する場合，市の認可が必要となります。

○詳しくは，市民生活課（２３２－９１５１）へお問合せください。

13 「みと町内会・自治会カード」とは

みと町内会・自治会カードは，どこでもらえるのですか。

「みと町内会・自治会カード」は，町内会・自治会加入世帯にお配りしているカードで，市内を中心に，スーパー，飲食店など330店舗（R6.3.1現在）以上のお店で，割引，粗品プレゼント，ポイント付与など，お得なサービスが利用できます。

住みよいまちづくり推進協議会の町内会・自治会会員様限定の優待カードで，住みよいまちづくり推進協議会の町内会・自治会に加入している世帯に，町内会・自治会を通して，１枚ずつ配布してあります。

このカードを，協力店に提示いただきますと，様々なサービスが受けられますので，町内会・自治会に加入していない世帯の方にぜひご案内をお願いいたします。

協力店は，水戸市ホームページ，水色ののぼり旗，店内掲示ポスター等で確認いただけます。

また，町内会・自治会に加入している世帯から，カードが見あたらないという相談を受けた場合は，市民センターへ再発行の手続きについてお問合せいただくようご案内ください。（再発行の申請には，町内会・自治会と会長の名前の確認が必要です。）

※ 詳しくは，水戸市ホームページで，「みと町内会・自治会カード」と検索してみてください。

○詳しくは，水戸市住みよいまちづくり推進協議会事務局（２２８－６７８１）へお問合せください。

V 町内会・自治会共通の課題

1 会則等の見直しは

これまでの会則等が、現状にそぐわないと感じています。見直しをしたいので、参考資料を入手したいのですが。

【解説】

Ⅶ町内会の結成及び会則マニュアル（p.37～）をご参考にしてください。

また、詳細等わからないところが有りましたら、水戸市住みよいまちづくり推進協議会事務局（228-6781）までご連絡ください。

2 町内会・自治会役員任期は

町内会・自治会長の任期は、2年以上が望ましいといわれますが、私の町内では、1年交替となっており、将来的に見た場合、もう少し任期を延長することが望ましいと思いますが？

町内会・自治会長を経験した大方の人たちは、1年では会の運営を知るだけで精一杯、新たな活動など出来ないとの感想を述べており、短期間での役員の交替は、会の発展性にとっても、また、地域にとっても損失です。できれば最低2年以上の任期が必要と思います。

3 町内会・自治会と宗教，選挙との関わりは

町内会・自治会と宗教，選挙との関わりについては、「思想信条問題の関与せず」が大原則と聞いていますが，どのような対応があるのでしょうか？

原則的な対応をあげてみたいと思います。

- ・ 町内会・自治会と氏子の組織は，別々にする。
- ・ 神社等の会計は独立して編成し，町内会・自治会からの支出は避ける。
- ・ 町内会・自治会組織を利用して神社等に対する寄付集めなどはしない。
- ・ 町内会・自治会長名で選挙協力要請はしない。
- ・ 町内会・自治会組織を利用して選挙活動を行わない。

4 町内会・自治会と政治団体後援会との関わりは

町内会・自治会長が個人としての信条に基づき，後援会役員になることは制限できないと思いますが，住民にしてみれば会長の立場なのか，後援会役員の立場なのか，わからないと思います。

「後援会役員としての活動であること，協力あるいは加入等はあくまで任意であること」を常に明らかにしておく必要があります。

5 町内会・自治会広報紙の発行は

町内会・自治会の活性化のためには，町内会・自治会だよりの発行が必要だと思いますが，文章の作成が苦手なので躊躇しております。

あまり，構えることなく，A4版1枚程度で，総会，役員会議の決定事項等の結果報告や町内会や地区会等の行事のお知らせなどを簡潔に表現するとよいと思います。できれば，3ヵ月に1回程度の発行が望ましいです。

6 行事に参加してもらうには

夏祭りや運動会などの行事運営を行う者は、いつも同じメンバーであり、マンネリ化が目立ち、住民の参加意欲が停滞しつつあり苦慮しています。

これらの行事の企画運営が得意な人、好む人にお願ひすれば、行事の運営はスムーズに進行し、会長さんとしても、運営しやすいことでしょう。しかし、住民の参加意欲の喚起のためには、運営委員等を長年固定化しないで交替することも必要だと思ひます。

住民に、安全に行事に参加してもらうために、注意することはあります

住民が安全に行事に参加できるよう、飲食物の提供、火器の取扱い、道路使用等において、関係機関と十分調整して進める必要があります。

7 スポーツレクリエーション等の行事開催に伴う保険制度は

町内会・自治会でソフトボールやバレーボール大会などのスポーツレクリエーション活動を行ってほしいとの声がありますが、参加者のケガが心配なのですが、どのような対策をしたらよいのでしょうか？

スポーツレクリエーション活動のほか、地域の環境美化活動等の地域行事において、不慮の事故により、参加者がケガを負うことが考えられます。

各町内会・自治会において、地域行事に係わる民間保険会社の保険制度への加入をお勧めします。低額掛金で保障内容も充実したものがあります。

なお、水戸市住みよいまちづくり推進協議会においても、自治組織の賠償責任を保障する保険「賠償責任保険」と、自治組織活動に参加される方が活動中に被った傷害事故を保障する「傷害保険」の二つの保険に加入しております。参加者がケガを負った場合は、住みよいまちづくり推進協議会（228-6781）へご連絡ください。

8 物品販売の回覧に関する取り扱いは

現在、会長をしていますが、先日ある福祉団体の関係者と称する人が来て、福祉目的のために、パンフレットに掲げる物品を販売したく、町内に回覧を回してほしいと要請がありました。回覧してもよいものでしょうか？

水戸市住みよいまちづくり推進協議会においては、「物品販売に係わるものは一切回覧しない」としています。特に必要性のあるものについては、住みよいまちづくり推進協議会理事会で決定をし、会長名でお知らせすることになっております。

9 個人情報の取り扱い

会員の氏名、住所、電話番号等の個人情報を名簿等で作成、配布する際に、どのような取り扱いをすればよいのでしょうか？

【個人情報の取得】

・利用目的を特定し、できれば書面等で通知・公表した上で、個人情報を取得します。

【個人情報の管理】

- ・町内会または会員個人において、名簿の盗難・紛失等がないよう、適切に管理するよう注意します。
- ・利用目的以外に利用することはできません。

※新たに取得する個人情報についてだけでなく、すでに作成している名簿等についても、利用目的の明示、第三者への提供などの取り扱いに関して、総会等での承認、書面での周知等により改めて町内会全体の同意を得ておくことが望ましい対応となります。

○詳しくは、個人情報保護法相談ダイヤル（03-6457-9849）へお問合せください。

10 持続可能な運営をしていくためには

参加意識の低下や役員のなり手不足などで困っているのですが、町内会としてどのようなことができるでしょうか？

この問題に対して特効薬となる取組等はありません。各町内会の状況を踏まえながら、小さな対策をコツコツと積み上げていくことが必要です。参考となる取組の例は下記のとおりですが、各町内会でも検討をしてみてください。

【取組例】

- ・ 役員等を固定化しない
- ・ 町内会の役割（防犯灯の管理など）を未加入者に周知
- ・ 隣近所での積極的なコミュニケーション
- ・ 準会員制度（役員の免除，会費の減免（〇〇歳以上の役員の原則免除）など）等の導入
- ・ 役員の負担軽減に向けた役割分担の見直し
- ・ 会員間の連絡のやり取りに，メールや SNS を利用
- ・ 役員の引継方法の工夫（半数ずつの役員改選，早めの新役員選出など）
- ・ 疑義を生じないような予算書，決算書の作成と説明

VI 会長や役員 の 役割

1 町内会・自治会長や役員になったとき，何をどのように行えばよいのか

私は，初めて会長・役員になりました，前会長・前役員から事務引継ぎを受けましたが，より良い町内会・自治会に発展させて行きたいと考えています。組織の運営にあたっての参考事例があれば教えてください。

「町内会・自治会長や役員になったとき，何から手をつけたらよいか」という声をよく耳にします。参考として，1年間の事業や会議の進め方，文書の作り方など，ある町内会の例を中心に以下のとおり紹介します。

1 会の見直し

近年は，社会変化が激しく，価値観や生活様式も多様化しています。それにもかかわらず，何年も前につくった会則のままでいたり，形式的な役員構成であれば会の活動は一步も前進しません。このようなことにならないよう，常に会を見直し，時代に合った活動しやすい組織につくりかえて行く努力をし続けて行くことが大切です。

2 役員の選出

役員の選出は，組織を運営する上で，最も重要な問題です。組織の崩壊や，活動の停滞化を避けるためにも，役員の押し付けや場当たりの選考は控えるべきです。自他ともに納得するような選考を目指し，時間をかけるのが理想です。

専門部をつくる場合も，形式的な役員構成を避け，適材適所主義で行うべきでしょう。会員の少ない組織の場合は，無理につくらず全員の協議制による運営も一つの方法です。

3 会議の上手な進め方

町内会・自治会活動は、話し合ったり、計画したりすることがしばしばあります。ちょっとした気配りが意外と会議をスムーズに運ぶものです。

更に、時間厳守の徹底と時間の有効活用を図ることを広く呼びかけ、会議においても時間を大切に、有効に活用することを考えましょう。

(1) 会議前の準備

①通知文に、会議の目的をわかりやすく書いておきます。

また、会議の開始時間、終了時間を書いておきましょう。

②少なくとも、1週間ぐらい前には、通知します。

(2) 会議の当日の準備

①椅子や机の並べ方を会議の性格によって工夫します。スペースの関係もありますが、円卓式にすると、みんなの表情がよくわかりなごやかな会議になります。

②発言しやすい、なごやかな雰囲気作りに心がけ、花などの用意をすることもよいでしょう。

(3) 会議の進め方

①司会は、上手に発言を引き出さなければなりません。できるだけ、全員に声をかけ、みんなで決めたという満足感のある会議になるように努めましょう。

②発言は、司会者の許しを得てしましょう。

③会議は、十分な話し合いが必要です。時には、結論を次回にまとめることにして、言いたいことを言いつくさせることも大切です。

④会議は、概ね2時間以内で終わることが望ましいです。

⑤会議の記録は、必ず取っておくことが大切です。

4 総会の進め方

(1) 総会資料の作成

- ①事業報告書
- ②決算報告書
- ③事業計画書案
- ④予算書案
- ⑤役員選出案（役員改選年度のみ）

(2) 会計監査

会計帳簿・領収書綴・預金通帳等会計業務全般について、会長、会計立会いのもと、監事より監査を受けます。

(3) 役員会の開催 通知文 資料1参照

- ①総会資料を審議する。（決議しだい、会員数分印刷をする。）
- ②役員選出案を審議する。（役員改選年度のみ）
- ③総会の日時を決める。（総会の期日が決定したら、少なくとも総会開催日の1週間前までに会員全員に、班長を通じて発送します。）

通知文 資料2参照

- ④総会の役割分担を決める。

司 会	A 副会長
議 長	B 会長
事業報告・事業計画案	C 書記
決算報告・予算案	D 会計
監査報告	E 監事

(4) 総会の開催（式次第より進め方）

- ①開会のことば 副会長（司会）
- ②会長あいさつ 会長
- ③来賓あいさつ 来賓が多い時は、代表のみ、あとは紹介
- ④議長選出 会則に定めのない場合、会長でよいか諮る
- ⑤総会成立宣言 議長が、全会員の過半数が出席した事を宣言
- ⑥議事録署名人選出 議長が、役員以外から2名選出を諮る
- ⑦議事 議長が、議事を進行する
 - ・報告第1号 令和〇年度事業報告について 書記
 - ・報告第2号 令和〇年度決算報告並びに監査報告について 会計
 - ・議案第1号 令和〇年度事業計画(案)について 書記 監事
 - ・議案第2号 令和〇年度予算(案)について 会計
 - ・議案第3号 役員を選任の承認を得ることについて 副会長
 - ・議案第4号 監事を選任の同意を得ることについて 副会長
- ⑧議長退任 議長職を務め終えたことを告げる
- ⑨新役員紹介及びあいさつ 役員改選期のみ(議第3・4号含む)
- ⑩閉会のことば 副会長（司会）

(5) 総会資料の回覧

総会が終了したら、総会資料と議事録を回覧し、全会員に周知します。

5 役員会の開催

総会が終了したら、早めに（総会終了後7～10日位）に役員会を開催します。

第1回役員会では、

- (1) 新役員の紹介を行います。（自己紹介がよいでしょう。）
- (2) 会長は、総会で承認された事業計画について、具体的に説明し、事業に対しての理解と協力を求めます。

特に班長へは、市報配布等行政事務の周知、各種募金の取りまとめ等について、理解と協力が得られるよう説明します。

- (3) 近々の事業について、打ち合わせを行い、役割分担等を決めます。

6 クリーン作戦の実施

各町内会・自治会において実施するものと、市及び住みよいまちづくり推進協議会・各地区会よりの実施協力要請があります。

通知文 資料3を作成して、文書の回覧を行い、クリーン作戦の周知徹底を図ります。

7 夏祭り、各種スポーツ大会の実施

役員会を開催し、日程や内容を検討します。このとき、過去の開催時の反省事項を踏まえて検討すること。例えば、参加者の声や内容の欠陥等について確認し、過去の問題点を整理して、準備にあたるとよいでしょう。

これらの行事は、実行委員会を組織し、メンバーには、地域内の子ども会や女性会、青年層等の人材を起用することが大切です。

令和〇年〇月〇日

役員・班長 各位

〇〇町内会 会長 〇〇 〇〇

役員会開催のお知らせ

〇〇の候 皆様方にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、町内会の運営については、種々ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和〇年度も残すところ僅かになってまいりました。

つきましては、下記により役員会を開催いたしますので、万障繰り合せの
うえご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、役員会当日、別添名簿をご記入のうえ、ご持参願います。

記

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日 (〇) 午後〇時より
- 2 場 所 〇〇集会所, 〇〇市民センター〇〇室
- 3 議 題 (1)令和〇年度総会議案の審議について
(2)その他

(別添)

(令和 年 月 日現在)

班 名	受持世帯数		
班 長 名	住所	電話 ()	
会 員 名	住 所	電 話 番 号	備 考
		()	

令和〇年〇月〇日

会 員 各 位

〇〇町内会 会 長 〇〇 〇〇

令和〇年度〇〇町内会総会開催のお知らせ

〇〇の候 皆様方にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、町内会の活動については、種々ご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、令和〇年度〇〇町内会総会を下記により開催いたしますので、万障繰り合せのうえご出席くださいますようご通知申し上げます。

記

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日（〇）午後〇時より
- 2 場 所 〇〇集会所，〇〇市民センター〇〇室
- 3 議 題 (1)令和〇年度事業報告及び決算について
(2)令和〇年度事業計画及び予算について
(3)その他

※やむをえず欠席される方は、下記の委任状を必ず提出してください。

委 任 状

私は令和〇年度〇〇町内会総会の議事一切を〇〇〇〇様に委任いたします。

班名 _____ 氏名 _____ 印

令和〇年〇月〇日

会 員 各 位

〇〇町内会 会 長 〇〇 〇〇

クリーン作戦の実施について

〇〇の候 皆様方にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、町内会の活動については、種々ご協力を賜り感謝申し上げます。

快適で住みよいまちづくりのため、下記のとおり、クリーン作戦を実施いたしますので、ご多忙とは存じますが、是非ともご参加いただきますようお願いいたします。

記

- 1 実施日時 令和〇年〇月〇日（〇）午前〇時より
雨天の時は令和〇年〇月〇日（〇）午前〇時より
- 2 集合場所 〇〇班・・・〇〇商店前
〇〇班・・・〇〇宅前
〇〇班・・・〇〇工場前
- 3 用意する物 軍手

※ ごみ袋は町内会で用意します。

※ 「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「各種有害ごみ」に分けて回収してください。

VII 町内会の結成及び会則マニュアル

1 町内会・自治会を結成するときは

新規に町内会・自治会を結成する場合、また、既存の町内会・自治会が統合して新しい会を結成するときは、どのような手続きをとればよいのでしょうか？

町内会・自治会を結成する場合の一般的な手続きは次の通りです。（下記の順番は一例であり、状況によって前後等があり得ます。）

1 設立準備会を設ける。（発起人代表を決める。）



2 町内会・自治会結成に対する区域住民の意見を集約する。



3 設立町内会・自治会の区域を決める。（他の町内会・自治会の区域と重複しないこと。）



4 設立趣意書を作成，配布して，会の加入申込みを受ける。



5 会則の草案を作る。（別添の会則の作り方を参照してください。）



6 事業計画，予算書などを作る。



7 役員を選考などについて検討する。



8 設立総会を開催し，議案などを審議し，承認後，会が発足する。

(9)結成する場合の世帯数は、概ね100世帯以上を単位とすることが望ましい。

2 会則を作るには

会則を新規に作成したい、また、見直したいので参考となる基本的な考え方と会則例を教えてください。

会則は、会運営、活動の基本となる取り決めです。地域環境によって会の実情にあった会則を作ることによって、より明朗な運営ができます。

一例を作りましたので会則を新しく作るとき、または見直すときの参考にしてください。

〇〇町内会・自治会会則（標準例）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇町内会・自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

【解説】

会の名称については、その目的などからみて親睦団体的な名称も考えられますが、その組織が、どの地域にあるのか誰にもわかりやすく、また親しみやすくするためには、地域名や町名といったものを冠することが一般的です。

また、会の事務所は、会員や役員との連携を密にする必要があり、会長宅などに置くことが望ましいと思われます。

（会 員）

第2条 本会の会員は、〇〇町内会に居住する住民をもって構成する。

【解説】

会員は、地域内や町内等の全住民が対象ですが、世帯を一単位として、それぞれの世帯から代表者を出し、構成されます。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と連帯を深め地域住民の福利増進を図り、もって住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

【解説】

会は、地域全体の理解と協力によって自主的に運営され、地域住民の親睦融和と住民全体の福祉増進のための事業等を推進することにより、地域社会の発展、向上に寄与することを目的に設置されるもので、総合的地域団体としての性格を有しているといえます。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡に関すること。
- (2) ○○町内会住民の福利増進に関すること。
- (3) 市への協力に関すること。
- (4) ○○町内会の美化・清掃等の環境整備に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

【解説】

会の機能は、その地域の特性などを考慮して、自主的に決定されるものです。参考に第I章第3項の「町内会・自治会の活動」をご参照ください。

2 前項の事業を行うため必要に応じて次の専門部会を設けることができる

(1) 「総務・広報部会」

本会の事業企画、市民憲章運動の推進、広報活動及び他の部会に属しないこと。

(2) 「福祉厚生部会」

○○町内会の福祉、交通安全、防犯、防災及び青少年健全育成に関する

こと。

(3) 「生活環境部会」

公害防止（ごみ対策）、清掃活動、緑化推進（花いっぱい運動）に関する
こと。

(4) 「スポーツ・レクリエーション部会」

スポーツ・レクリエーションに関すること。

【解説】

会における実行機関として、専門部会を設ける必要性があります。会の運営に多くの方が参画することで、多くの人々の知恵による活発なコミュニティ活動を可能にし、地域文化を育てることにつながります。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 〇名 |
| (3) 幹事(班長) | 〇名 |
| (4) 会 計 | 2名 |
| (5) 監 事 | 2名 |
| (6) 専門部長 | 若干名 |

2 会長，副会長，幹事(班長)，監事は総会において選出する。

3 会計は，会長が委嘱する。

4 専門部長は，必要に応じ役員会で選出する。

【解説】

解説は，第VI章第1項第2号の「役員の選出」をご参照ください。

(役員 の 職務)

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事(班長)は、会務の運営と執行に当たる。

4 会計は、会計事務を担当する。

5 監事は、会計を監査する。

6 専門部長は、担当部会の運営を担当する。

(役員 の 任期)

第 7 条 役員 の 任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選出された役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

【解説】

解説は、第 V 章第 2 項の「町内会・自治会役員 の 任期は」をご参照ください。

(会 議)

第 8 条 本会 の 会議は、総会、役員会、専門部会とする。

2 総会は、年 1 回開催し、会長が議長となる。また、会長が必要と認めたとときは、臨時総会を招集することができる。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 専門部会は、必要に応じて担当の専門部長が招集する。

5 総会における議案の採決は、半数以上の会員の出席を必要とし、出席者の過半数をもって決定する。

(経 費)

第 9 条 本会 の 運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は，1世帯あたり年額〇〇円とする。（または，月額〇〇円とする。）

【解説】

解説は，第Ⅶ章第4項の「会費のめやすは」をご参照ください。

（会計年度）

第10条 本会の会計年度は，毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委任）

第11条 この会則に定めるもののほか必要な事項は，会長が別に定める。

付 則

この会則は，令和〇年〇月〇日から施行する。

3 予算書・決算書を作るには

新規に町内会・自治会を結成し、設立総会を開催するために、予算書・決算書の作り方を示してください。

予算書・決算書は、会の規模や活動内容によって変わってきますが、会員に対して、会費等がどのように使用しているかを明確に示すことは、信頼ある町内会・自治会の活動とするために非常に重要です。一般的な例を示しますが、予算は事業計画とともに、今後の会の運営や会員の参加意識にも大きな影響を与えますので、会員に理解のできる内容にする必要があります。

(予算書の例)

〇〇年度〇〇町内会予算書

収入総額 〇〇〇〇円
支出総額 〇〇〇〇円

収入の部

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	説明
1 会費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	@〇〇×〇〇世帯= 〇〇円
2 補助金	〇〇円	〇〇円	〇〇円	・防犯灯管理補助金 〇〇円
3 繰越金	〇〇円	〇〇円	〇〇円	前年度繰越金
4 雑収入	〇〇円	〇〇円	〇〇円	広報等配布委託料〇〇円 預金利子〇〇円 寸志〇〇円等
合計	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	

支出の部

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	説明
1 会議費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	総会〇円 役員会〇円 部会〇円
2 事業費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	・総務広報費 〇〇円 ・福祉厚生費 〇〇円 ・生活環境費 〇〇円 ・スポーツレクリエーション費 〇〇円 ・〇〇事業費 〇〇円 ・〇〇事業費 〇〇円
3 防犯灯管理費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇基電気料〇円 修繕〇基〇円
4 事務費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	紙代 事務用品 帳簿代等
5 負担金	〇〇円	〇〇円	〇〇円	地区会負担金等
6 助成金	〇〇円	〇〇円	〇〇円	子ども会助成金等
7 役員報酬	〇〇円	〇〇円	〇〇円	会長〇円,副会長〇円,班長〇円,等
8 雑費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	
9 予備費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	
合計	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	

(決算書の例)

〇〇年度〇〇町内会決算書

収入総額 〇〇〇〇円
支出総額 〇〇〇〇円
差引残額 〇〇円 (次年度繰越)

収入の部

項目	予算額	決算額	比較 増減	説明
1 会費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	@〇〇×〇〇世帯= 〇〇円
2 補助金	〇〇円	〇〇円	〇〇円	・防犯灯管理補助金 〇〇円
3 繰越金	〇〇円	〇〇円	〇〇円	前年度繰越金
4 雑収入	〇〇円	〇〇円	〇〇円	広報等配布委託料〇〇円 預金利子〇〇円 寸志〇〇円等
合計	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	

支出の部

項目	予算額	決算額	比較 増減	説明
1 会議費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	総会〇円 役員会〇円 部会〇円
2 事業費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	・総務広報費 〇〇円 ・福祉厚生費 〇〇円 ・生活環境費 〇〇円 ・スポーツレクリエーション費 〇〇円 ・〇〇事業費 〇〇円 ・〇〇事業費 〇〇円
3 防犯灯管理費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇基電気料〇円 修繕〇基〇円
4 事務費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	紙代 事務用品 帳簿代等
5 負担金	〇〇円	〇〇円	〇〇円	地区会負担金等
6 助成金	〇〇円	〇〇円	〇〇円	子ども会助成金等
7 役員報酬	〇〇円	〇〇円	〇〇円	会長〇円,副会長〇円,班長〇円,等
8 雑費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	
9 予備費	〇〇円	〇〇円	〇〇円	
合計	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	

上記監査の結果、適正であると認めます。

令和〇年〇月〇日

監事 〇〇 〇〇 印

監事 〇〇 〇〇 印

4 会費のめやすは

新規に町内会・自治会を結成しますが、会費をいくりにするか、審議しております。参考に会費のめやすが知りたいのですが。

会員は、会費を負担することを原則とします。会費の額については、それぞれの会の目的とする事業や活動等及び運営に要する経費を限度として定めるものであり、一定ではありません。

会費の負担額は、多くの会員にとって、なるべく負担の少ないように設定することが望ましいとともに、地域内における会員の平等性という点から考えて、均等割とすることが最も妥当と思われます。

参考までに、市内の町内会・自治会の会費の平均は月額400円～600円が多いようです。

みんなで協力して、 住みよい豊かな地域を つくりましょう

隣近所との良好な近所づきあいは、日常生活をより豊かに、快適にしてくれるものです。

さらには、一人で解決できない困ったことや災害の時などは、ご近所どうしのつながりが力を発揮します。



町内会・自治会に入っていますか？

町内会・自治会は、一定の地域に住む人たちが、住みよい豊かなまちづくりを目指して、お互いに協力し合い、地域におけるいろいろな問題の解決や様々な活動に取り組むなど、住民の連帯意識の向上に努める自主的な団体です。



どんな活動をしているの？

住みよいまちをつくるため、一人ひとりの参加により、主に、次のような活動を行っています。

防犯灯の設置・管理

夜、私たちが安心して家に帰れるのも夜道を照らしてくれる防犯灯があるからです。この防犯灯は、町内会・自治会で設置・管理しています。

自主防災・互助活動

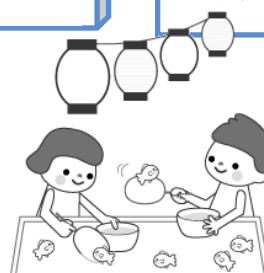
いつくるか分からない災害（地震、火事、水害）や不幸に見舞われた時のお互いの助け合いなどは、町内会・自治会の大きな役割です。

環境整備・ごみ置場の管理

ごみ収集場所の設置や管理を行うとともに、道路の清掃や資源物回収など、地域の環境美化活動を推進しています。

レクリエーションなどの親睦行事

会員の交流と親睦を目的に、運動会、ふれあい祭りなど、気軽に参加できる各種行事を行っています。



町内会に入るとどんないいことがあるの？

- 日常的な親睦を通じて、**地域で安心して暮らせます**。また、地域活動に参加することで、**多くの人と顔見知りになることもできます**。
- 地域に知っている人がたくさんいることで、**小さいお子様を安心して遊ばせることができます**。
- 防犯・防災に関する情報、イベントやお祭りの開催など、**地域の情報がいち早く得られます**。
- 地域には、公的な相談窓口のほか、多様な分野につながりのある人がたくさんいます。様々なライフステージで困ったときに、**周りの人たちに助けを求めやすくなります**。
- 地域の新たな活動やルールなど、**自分たちのことを自分たちで決めることができます**。また、それが形になることで達成感も得られます。



住みよい豊かな地域にするためには、
住民一人ひとりの参加が欠かせません



水戸市 市民協働部 市民生活課

電話 029-232-9151 F A X 029-232-9238

水戸市住みよいまちづくり推進協議会

電話 029-228-6781 F A X 029-228-6788